諮問番号：令和５年度諮問第２４号

答申番号：令和５年度答申第３１号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

〇○〇○〇○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和４年２月９日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

 令和２年１２月２５日の処分庁からの説明で、切手代等が一時扶助金の対象でないとの説明を受けておらず、○○市発行の「生活保護のしおり」にも記述がない。処分庁のケースワーカーから毎月直接収入申告書を持参することができないなら郵送で送るようにとの指導があったので、一時扶助金等の必要経費となるはずである。

　　他の保護の実施機関だと家に収入申告書を取りに行くところがある。郵送を指示するなら、その代金は一時扶助金になるはずである。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、切手代等は法第１２条及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第７の１に照らし、通常予測される生活需要として被保護者がまかなうべきものであり、また、次官通知第７の２において、臨時的一般生活費として示されているものの中に切手代等に該当する項目がないとして、収入申告書を毎月郵送するための切手代及び封筒代の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を却下する本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、切手代等が一時扶助の対象でないとの説明を受けておらず、毎月収入申告書を直接持参することができないなら郵送で送付するよう指導があったので、必要経費になるはずである旨主張する。

　　　次官通知第７の１のとおり、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであるとされている。

　　　また、次官通知第７の２のとおり、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、①出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要、②日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要、又は、③新たに保護開始する際に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要のいずれかがある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであるとされている。

　　　切手代等については、次官通知第７の２の臨時的最低生活費の要件である特別需要のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、切手代等は、臨時的最低生活費として認定できないため、経常的最低生活費の範囲内においてまかなうべきものであることから、本件処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

　　　また、処分庁は、審査請求人から本件申請を受けた後、ケース診断会議により組織的に検討し、本件処分を行ったことが認められ、本件処分に係る処分庁の手続にも違法又は不当な点は認められない。

（３）以上のとおり、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分について、取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和５年１１月　２日　　諮問書の受領

令和５年１１月　６日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：１１月２０日

口頭意見陳述申立期限：１１月２０日

令和５年１１月２０日　　第１回審議

令和５年１２月１８日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第１１条第１項は、「保護の種類は、次のとおりとする。一　生活扶助　二　教育扶助　三　住宅扶助　四　医療扶助　五　介護扶助　六　出産扶助　七　生業扶助　八　葬祭扶助」と定めている。

（３）法第１２条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。　一　衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの　二　移送」と定めている。

（４）法第２８条第１項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施（中略）のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために（中略）当該要保護者に対して、報告を求め（中略）ることができる。」と定めている。また、同条第５項は、「保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず（中略）ときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と定めている。

（５）法第６１条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。

（６）次官通知第７は、最低生活費の認定について、「最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。」とし、次官通知第７の１において、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。」と記している。

　　　なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（７）次官通知第７の２は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。」とし、特別な需要として、「（１）出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要（２）日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要（３）新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

1. 令和２年１２月１１日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保

護を開始した。

1. 令和２年１２月２５日、審査請求人は、「生活保護法第６１条に基づく収入の申告について（確認）」という書面（以下「確認書」という。）のチェック欄をチェックした上で、署名押印を行った。確認書には、世帯収入についての申告義務があること等についてチェック欄が４点設けられており、その下に「以上のことにつきまして、貴保健福祉センター担当者より説明を受け、理解しました」という文言が記載されている。

また、同日、審査請求人は「説明を受けて「しおり」を受け取りました。世帯員にも必ず説明します」と記載された文書に署名押印を行った。

（３）令和４年１月６日、処分庁は、審査請求人より、収入申告書の提出について、返信用封筒が入っていないため、提出できないとの電話を受けた。

処分庁の担当ケースワーカーは、収入申告書の提出については持参又は自費での郵送により提出することを依頼した。審査請求人は、切手代がもったいないので処分庁の近くに用事ができたときに提出する、と返答した。

これに対し処分庁の担当ケースワーカーは、審査請求人に対し、提出が必要な書類なのでなるべく早く提出するように伝えた。

（４）令和４年２月１日、審査請求人は、処分庁に来所し、令和３年１０月分から１２月分の収入申告書を提出した。審査請求人は、その際、収入申告書等を郵送で提出する場合、切手代や封筒代を出してもらえないかと問い合わせた。これに対し、担当ケースワーカーは、郵送で送るようにと指示はしておらず、切手代や封筒代は自費になる旨を説明した。審査請求人は、収入申告の意思はあるが、収入申告書の記入を求めているのは処分庁の都合なので、切手代等は処分庁が負担すべきであると主張した。

処分庁の担当査察指導員及び担当ケースワーカーは、収入については法第６１条により被保護者に届出義務があること、切手代等は、次官通知第７により、経常的最低生活費として通常予測される生活費に含まれるものであると説明した。

審査請求人は、処分庁のために提出するので処分庁が負担すべきである旨述べた。

審査請求人は、同日付けで本件申請を行った。

（５）令和４年２月９日、処分庁はケース診断会議を開催し、収入申告書は郵便での提出を指定しているものではないこと、切手代や封筒代は通常予測される生活需要に含まれると認められることから、生活費の中からまかなうべきものである、との理由から、本件申請について、却下が妥当であるとの判断を行い、同日付けで本件処分を行った。

（６）令和４年３月１０日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、切手代等が一時扶助の対象でないとの説明を受けておらず、処分庁のケースワーカーから毎月直接収入申告書を持参することができないなら郵送で送るようにとの指導があったので、切手代が一時扶助金等の必要経費となるはずであると主張する。

本件についてみると、処分庁は、本件申請を受けた後、前記２（５）のとおり、ケース診断会議を開催し、審査請求人が本件申請で支給を求める切手の購入費用は、法第１２条で定められた生活扶助のうち、次官通知第７の１にいう経常的最低生活費の範囲内において賄うべきものであるとして、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

（２）保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。経常的最低生活費については、前記１（４）のとおり、次官通知第７の１において、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用として認定するものであり、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要は全て賄うべきものである旨が定められている。また、臨時的最低生活費（一時扶助費）については、前記１（５）のとおり、次官通知第７の２において、①出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要、②日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要、又は、③新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要のいずれかがある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであるとされている。さらに、被服費等の日常の諸経費については、本来、経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものとされている。上記の処理基準の内容は、法の目的（第１条）に照らして合理的なものと言える。

そして、切手代については、次官通知第７の２で示されている特別需要のいずれにも該当せず、臨時的最低生活費（一時扶助費）として臨時的に認定されるものではなく、次官通知第７の１で示されるとおり経常的最低生活費の範囲内において賄うべきものであると言え、また処分庁も前記２（４）のとおりその旨審査請求人に説明を尽くしており、本件申請を却下決定した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（３）また、本件申請は収入申告書を郵送するために必要な切手代及び封筒代の支給を求めるものであるところ、本来、収入申告書の提出は生活保護受給者の義務とされているものである（法第２８条第１項、第５項、法第６１条）。したがって、仮に、審査請求人が、切手代等が一時扶助の対象でないとの説明を受けていなかったとしても、あるいは、収入申告書を直接持参することができないなら郵送で送付するよう指導があったとしても、生活保護受給者の義務とされている収入申告書を提出するための切手代及び封筒代が一時扶助（審査請求人のいう「必要経費」）の対象となることはない。

（４）以上のことから、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　福島　　豪